

宇都宮市職員生活協同組合ホームページ広告掲載実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、宇都宮市職員生活協同組合（以下、「生協」という。）が管理するホームページ（以下、「生協ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、生協ホームページへの広告掲載の選定を受けた者（以下、「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（広告の掲載位置等）

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、別途定めるものとする。

（広告の種類、規格等）

第4条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦40ピクセル×横198ピクセル
- (2) 画像形式 GIF又はJPEG
動画GIF及びFLASHなどを用いる表現はできません。
- (3) データ容量 15KB以下

（広告掲載できる者）

第5条 広告を生協ホームページに掲載できる者（以下、「広告掲載者」という。）は、生協指定店取扱要綱により生協と指定店契約を締結している者（以下、「指定店」という。）とする。

（広告掲載の範囲）

第6条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの

- (7) 同業他社を批判したり比較するもの
- (8) 広告の表現及び配色等で閲覧者に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) 閲覧者の意思に反した動きをしたり，誤解を与えたりするおそれのあるもの
- (11) 実際には機能しないもの
- (12) その他広告を掲載することが適当でないと生協が認めるもの

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は，原則として1年単位とする。

- 2 広告掲載者から広告の掲載終了の申出がない場合は，継続するものとする。

(広告掲載の募集方法)

第8条 生協が指定店に掲載広告を募集案内することにより行うものとする。

- 2 前項の規定は，広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は，「生協ホームページ広告掲載申込書」(様式第1号)により，生協が指定する日までに，生協に広告掲載を申し込むものとする。

- 2 申し込みは，1者につき1枠とする。ただし業種が違う場合など内容が重複していない場合等は，この限りではない。

(広告掲載の決定)

第10条 生協は，前条の規定により申し込まれた広告について，第6条の規定により定められた要件に適合しているかを審査の上，その掲載または不掲載並びに広告の掲載位置を決定する。

- 2 生協は，前項の規定により掲載する広告及びその掲載位置を決定したときは，「生協ホームページ広告掲載（不掲載）通知書」(様式第2号)により，当該申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 前条第2項の規定により広告掲載通知を受けた広告掲載者は，第6条の規定に基づき作成した広告原稿の電子ファイルを，生協が指定した日までに，生協が指定した場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は，広告掲載者が負担するものとする。
- 3 生協は，第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第6条の規定に反すると判

断した場合は、広告掲載者に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第12条 年間の広告掲載料は、1枠当たりメイン広告年240,000円、バナー広告年60,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 広告掲載者は、前項の規定で定めた広告掲載料を、組合が指定した期日までに生協指定銀行口座に振り込むものとする。その際の振込手数料を負担することとする。また、期間満了の2か月前までに広告掲載終了の意思表示をしない場合は、期間満了の日から更に1年間継続するものとする。

(遅延利息)

第13条 広告掲載者は、自己の帰すべき理由により、前条第2項に規定する期日までに広告掲載料を支払わなかった場合は、当該期日の翌日から起算して納付する日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）」に定められた割合で計算した遅延利息を、生協に支払うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 生協は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 第12条第2項により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 第6条の規定に反すると判断したとき。

2 生協は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告掲載者に返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告掲載者は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

2 広告掲載者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により生協に申し出なければならない。

3 生協は、前項の規定により広告掲載の取り下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告掲載者に返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 生協は、広告掲載者の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条の規定により定める広

告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告掲載者に返還する。ただし、広告を掲載しなかった期間が1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第17条 広告掲載者は、当該広告の内容を原則として年単位で変更することができる。

2 広告掲載者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、生協にあらかじめ協議するものとし、第11条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により広告を修正する場合には、第11条第2項及び3項の規定を準用するものとする。

(リンク先の変更)

第18条 広告掲載者は、広告のリンク先の変更を希望するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに生協に届け出るものとする。

2 生協は、前項の規定による届出があった場合には、変更後のリンク先について、基準の規定に適合しているかを確認の上、リンク先を変更するものとする。

(広告掲載者の責務)

第19条 広告掲載者は、広告及び広告掲載者は指定したリンク先のホームページ内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合には、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協 議)

第20条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、生協と広告掲載者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、宇都宮地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、生協が別に定めることとする。

附 則

この要領は，令和４年９月１日から施行する。